

○長期優良住宅建築等計画の認定申請等手数料

(令和7年4月1日から施行)

1. 認定申請、変更認定申請、保全計画申請

		認定申請手数料 (法第5条第1項～第7項)				変更認定申請手数料 (法第8条第1項)			
		新築		増築・改築又は 建築行為を伴わない		新築		増築・改築又は 建築行為を伴わない	
		確認書等		確認書等		確認書等		確認書等	
戸建住宅	1戸	58,000円	19,000円	85,000円	26,000円	34,000円	15,000円	49,000円	20,000円
共同住宅	2～5戸	130,000円	31,000円	193,000円	44,000円	74,000円	24,000円	109,000円	34,000円
	6戸以上	206,000円	48,000円	307,000円	69,000円	117,000円	38,000円	174,000円	55,000円

【共同住宅の認定手数料】  
当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、定められた金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る(変更)認定申請の総数で除して得た額(50円未満の端数が生じたときは切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは100円に切り上げる)。

2. 譲渡人の決定又は管理者等の選任に係る変更の認定の申請(第9条第1項・第3項)

1件につき	1,800円
-------	--------

3. 地位の承継の承認の申請(第10条)

1件につき	1,800円
-------	--------

4. 住宅の容積率に関する特例の許可の申請(第18条第1項)

1件につき	228,000円
-------	----------